年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者名：

申請者住所：

代表者氏名：

令和６年度の乳製品の一般関税割当てに関する誓約書

以下の関税割当申請（以下「申請」という。）を行うに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

関税割当公表第67号　ナチュラルチーズ

関税割当公表第72号　その他の乳製品

関税割当公表第73号　学校等給食用以外の脱脂粉乳

関税割当公表第74号　学校等給食用脱脂粉乳

関税割当公表第75号　無糖れん乳

関税割当公表第76号　無機質濃縮ホエイ

関税割当公表第78号　乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等

関税割当公表第79号　バター及びバターオイル

記

１　「ナチュラルチーズ」の申請時において、「申請者が確実に国産ナチュラルチーズを使用することを証明する書類」の提出ができないときは、関税割当証明書を返納するまでに提出する。

２　「ナチュラルチーズ」、「その他の乳製品（第２（関税割当申請者の資格）の１のうち食品等を製造する者、第２の２及び３）」、「無糖れん乳」、「無機質濃縮ホエイ」「学校等給食用以外の脱脂粉乳」、「学校等給食用脱脂粉乳」、「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等」並びに「バター及びバターオイル」については、割当対象物品は割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しない。

3　「その他の乳製品（第２の4）」については、原則として、申請時に届け出た用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しない。

4　「その他の乳製品（第２の4）」及び「無糖れん乳（第２の１のうち割当てを受けた物品を販売する者）」については、必ず自己の名と計算において輸入通関を行う。

5　次の①及び②のいずれにも該当しないことを表明し、誓約する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)若しくは暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

②　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

以上